

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「06－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）」（以下、「本工事」という。）に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年9月12日（木）

2 発注者 独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功
大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

3 工事概要

(1) 工事名称 06－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件
（枠組み協定型一括入札）（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 大阪府大阪市北区大深町

(3) 工事内容 CD-Rに収録の図面及び現場説明書のとおり

(4) 個別工事 当初工事

06－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事
令和6年12月下旬（契約締結日の翌日）から令和10年3月31日まで（予定）
（一次指定：令和8年1月31日（指定部分は図面参照））

契約予定工事1

07－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事
令和7年4月上旬から令和8年3月31日まで（予定）

契約予定工事2

08－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事
令和8年4月上旬から令和9年3月31日まで（予定）

契約予定工事3

09－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事
令和9年4月上旬から令和10年3月31日まで（予定）

(5) 工事実施形態

① 本工事は、上記3（4）の当初工事及び契約予定工事の落札者を一括競争入札により決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた「06－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定」を締結した後に、協定書に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定一括入札方式による工事である。

② 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の受付の際に「企業の施工実績」、「配置予定技術者の施工実績」及び「施工計画」について記述した競争参加資

格確認資料（以下「資料」という。）を受け付けるとともに、配置予定技術者のヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し落札者を決定する施工技術確認型総合評価落札方式（タイプB）の工事である。

- ③ 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後VE方式の工事である。
- ⑤ 本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積価格書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積価格書を予定価格に反映させることができる、見積りの提出を求め活用する方式の工事である。

なお、見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載した資料を工事契約後速やかに提出すること。

- ⑥ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ⑦ 本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- ⑧ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の工事である。

実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

- ⑨ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推進工事の試行対象である。

なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

- ⑩ 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。
- (6) 本工事においては、申請書及び資料の提出（ただし、見積価格書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札により難しいものは、当機構西日本支社長（以下「西日本支社長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式に関する申請については、西日本支社総務部調達管理課に承認願を提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（「機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における令和5・6年度の土木工事に係る一般競争参加資格について、

客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点以上であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により、客観点数が1,200点以上の再認定を受けていること。）。

また、共同企業体の場合は、共同企業体の構成員は関西地区における認定を受け、かつ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,150点以上であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により客観点数が1,150点以上の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年度以降（平成21年4月1日から申請書の提出日まで）に元請として完成し、引渡しが済んでいるもののうち、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事：D I D地区内で交通規制を伴う施工延長300m以上のアスファルト舗装工を含む道路工事（新設、改築の別を問わない）

共同企業体の場合、全ての構成員が上記の実績を有すること。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、工事实績情報システム（コリンズ）で証明できる場合は、コリンズ登録の写しを添付すること。コリンズデータがない場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

イ 平成21年度以降（平成21年4月1日から申請書の提出日まで）に元請として施工を完了した土木工事のうち、下記に掲げる同種工事の経験を有する者であること。なお、共同企業体の場合は構成員それぞれが配置できること。

- 同種工事：①土地造成工
②電線共同溝
③その他土木一式工
④アスファルト舗装工

※①、②、③、④いずれかの実績を有すること。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、工事实績情報システム（コリンズ）で証明できる場合は、コリンズ登録の写しを添付すること。コリンズデータがない場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、

工事完了引渡証明書等)を添付すること。

ロ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「同等以上の能力を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、総合技術監理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。))の能力を有する者
- ・ これらと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者

ハ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ホ 実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからニの条件を満たす技術者を配置することとし、一定期間(3か月程度)重複して配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(6) 施工調整業務管理技術者

下記に掲げる基準を満たす施工調整業務管理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、4(5)、4(7)と兼務不可とする。

イ 土木工事・土木設計に関し13年以上の実務経験を有し、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者)
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

施工実績として認定する発注機関については、公共機関(当機構、国、地方公共団体、公社等)及び民間のいずれも可とし、工事实績情報システム(コリンズ)で証明できる場合は、コリンズ登録の写しを添付すること。コリンズデータがない場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの(引渡書、工事完了引渡証明書等)を添付すること。

ロ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書および資料の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、施工調整業務管理技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上

一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからロの条件を満たす技術者を配置することとし、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、施工調整業務担当技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。

(7) 施工調整業務担当技術者

下記に掲げる基準を満たす施工調整業務担当技術者を当該工事で配置できること。ただし、4(5)、4(6)と兼務不可とする。

イ 土木工事・土木設計に関し5年以上の実務経験を有し、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者）
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、工事实績情報システム（コリンズ）で証明できる場合は、コリンズ登録の写しを添付すること。コリンズデータがない場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

ロ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、競争参加資格確認資料提出日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ 実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、施工調整業務担当技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからロの条件を満たす技術者を配置することとし、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、施工調整業務管理技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。

- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (9) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不相当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を

支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

- (12) 当支社(所管事務所等を含む)発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (13) 当機構が関西地区で発注した工事種別「土木」(同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。)において、令和4年4月1日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評価結果を通知された者においては、次の条件を満足していること。
- イ 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ロ 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (14) 調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者1名以上を追加配置できること。なお、追加配置技術者は、監理技術者資格者証を有する者とする。

なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付し報告すること。

- (15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

- (16) 特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請等

① 認定申請

本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の(イ)～(ニ)の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

提出書類：(イ) 共同請負入札参加資格審査申請書(兼受付確認票)(別記様式12) 1部
(ロ) 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式13) 1部
(ハ) 委任状(共同企業体代表者への委任)(別記様式14) 1部
(ニ) 建設業許可申請書(写し) 1部

提出期間：令和6年9月12日(木)から令和6年10月8日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

提出場所： 下記8(2)に同じ。

提出方法：上記(イ)～(ニ)の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。(予め提出日時を8(2)に連絡すること)

なお、期間内に上記(イ)～(ニ)を提出しない者又は競争参加資格がないと認め

られた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

② 認定資格の有効期限

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

(17) 共同企業体の構成基準

共同企業体の構成は、上記(1)から(5)及び、(8)から(15)に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

① 構成員の数及び組合せ

当機構関西地区における令和5・6年度の土木工事に係る一般競争参加資格について、上記(2)に示す認定を受けている者による2社または3社の組合せとする。

② 構成員の技術的要件

(イ) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

(ロ) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

③ 出資比率

各構成員の出資比率は、2社の場合30%以上、また3社の場合は20%以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

④ 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

5 設計業務等の受託者等

(1) 4(10)「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

中央コンサルタンツ株式会社、晃和調査設計株式会社及び株式会社URリンケージ

(2) 4(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

①又は②に該当するものである。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準は以下による。

① 施工実績(加算点の最大15点、評価点の小計×15/15)

企業の施工実績等について

評価項目		評価基準	配点	得点	
企業の実績	過去15年間 ^{※1} の同種工事（DID地区内で交通規制を伴う施工延長300m以上のアスファルト舗装工を含む道路工事）の施工経験の有無	実績が5件以上あり	5.0	/5.0	
		実績が2件以上あり	2.0		
		実績が1件のみ（入札参加資格と同等）	0.0		
社会・地域貢献度	WLB等の推進企業を評価する認定の有無 ^{※2}	① 女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5.0	/5.0
			えるぼし 3段階目	4.0	
			えるぼし 2段階目	3.0	
			えるぼし 1段階目	2.0	
			行動計画	1.0	
		② 次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5.0	
			くるみん（R4年度以降の基準）	3.0	
			くるみん（H29～R3年度の基準）	3.0	
			トライくるみん	3.0	
			くるみん（H28年度以前の基準）	2.0	
③ 若者雇用促進法に基づく認定	あり	4.0			
	いずれも認定なし	0.0			

特定建設工事共同企業体（特定JV）として参加する場合の企業の実績については、特定JVの構成員毎に単体としての評価点を算出し、その出資比率に基づいて加重平均した値をその特定JVの評価点として評価を行う。

配置予定技術者の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間 ^{※1} の同種工事（土地造成工・電線共同溝・その他土木一式工・アスファルト舗装工のいずれかの工事）の施工経験の有無	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が3件以上あり	5.0	/5.0
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が2件以上あり	2.0	
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が1件のみ（入札参加資格と同等）	0.0	

※1 平成21年4月1日から本工事の掲示日までに完成した工事とする。

※2 ①～③の複数の認定に該当する場合は、最も得点の高い認定で評価する。

② 施工計画（加算点の最大25点、評価点の小計×25/40）

簡易な施工計画について（加算点の最大12.5点、評価点の小計×12.5/20）

評価項目	評価基準	配点	得点
------	------	----	----

項目① 施工目的物について、品質・性能を確保するための技術的工夫 ・設計意図、現地状況を踏まえた上での提案 ・施工目的物の品質確保についての提案	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされている。	10.0	/10.0
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされている。	6.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされている。	3.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっている。	0.0	
項目② 周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫 ・工事エリア周辺の交通安全対策についての提案 ・工事騒音、振動、粉塵等への対応についての提案	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、多くの優れた工夫がなされている。	10.0	/10.0
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、優れた工夫がなされている。	6.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっており、かつ、工夫がなされている。	3.0	
	仕様書、施工管理基準の内容を十分に理解し、施工条件を踏まえ適切な施工計画となっている。	0.0	

配置予定技術者のヒアリングについて（加算点の最大12.5点、評価点の小計×12.5/20）

評価項目	評価基準	配点	得点
理解度・取組み姿勢・経験	当該工事の施工計画全般及び評価項目についての理解度	5.0	/20.0
	当該工事を経験した同種・類似工事と照らした場合の施工上の課題や特に配慮すべき事項の有無及び評価項目に関する技術的所見	5.0	
	当該工事に関する特徴的な事項	5.0	
コミュニケーション能力		5.0	

③ 施工体制等（評価点の最大30点）

施工体制に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加資料等により、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点の基準は以下による。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の確実性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	

なお、入札価格が調査基準価格未満の場合は、品質確保の確実性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加調査資料「別紙1・2」の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

- (2) 入札参加者は「価格」と「企業の施工実績」、「配置予定技術者の施工実績」及び「施工計画」をもって入札するものとし、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(3)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (3) 評価値は、「価格評価点」、「技術評価点」及び「施工体制等評価点」を合算した数値とし、技術評価点は、各々の評価項目における評価点を合算した数値を換算する。

なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

① 評 価 値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制等評価点

- ② 価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
(4) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の施工実績
- ③ 施工計画（及び配置予定技術者のヒアリング）

- (5) 施工計画の取り扱い

- ① 不適切と判断する施工計画書

企業に求める「簡易な施工計画」は必須の評価項目であるため、未提出、白紙提出の際は提出書類不備による失格とする。また、「簡易な施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

- ② 評価しない提案

仕様書等と同程度の提案及び一般的な提案は評価の対象としない。
以下に示す様な提案項目は、実施効果が小さいことや契約後の協議等による確認を要することから評価の対象としない。

ただし、履行の要否は、契約後に3者（受注者、工事監督部署、発注部署）により詳細な内容を確認し、その取扱いを協議する。

- 1) 現場条件に適合しない提案、明らかに実施効果が小さいと思われるような提案
- 2) 不確定要素を前提とした実現性の低い提案
- 3) 設計図書の変更が伴うもの。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。
- 4) 「施工（実施）方法」、「確認方法」について具体的内容が確認できないもの。
- 5) その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの。

- ③ 評価できる提案

上記①、②に該当しない提案は評価の対象とし、履行義務を負うものとする。なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としないが、履行義務は負うものとする。

- (6) 落札者の提示した申請書及び資料は、全て契約内容となるものであり、受注者の責により競争参加申請時の申請書及び提出資料の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減じる。
- (7) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。
- (8) 施工体制等の確認のためのヒアリングについて **別紙1** の通りとする。

- ① ヒアリング日時、場所、追加資料の提出について

ヒアリングは開札後もしくは追加資料の提出後速やかに実施するものとし、ヒアリング日時、追加資料の提出期限等の詳細は開札後 FAX により通知する。なお、追加資料の提出期限は FAX による通知後5営業日以内を予定しており、提出後の修正や再提出は認めない。また、ヒアリング実施場所は8(1)に同じ。

- ② その他

ヒアリングは日本語により行うこととし、出席者は、配置予定技術者を含めた3名以内とし、資料の説明が可能な者とする。

7 枠組み協定型一括入札方式に関する事項

- (1) 入札参加者は、上記3(4)の個別工事ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

ただし、下記17により提出を求める工事費内訳書については、個別工事ごとに作成すること。

- (2) 本工事の総合評価においては、上記3(4)に示す全ての工事（以下「全体工事」という。）を一括して評価を行う。提出する施工計画は、個別工事ごとではなく全体工事を一括して作成するものとする。

なお、低入札価格調査も同様に「全体工事」の調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して「全体工事」を対象に低入札価格調査を行うものとする。

- (3) 契約予定工事の請負契約は、締結する「06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」**別紙5**に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

なお、契約の締結にあたっては、西日本支社長が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該工事に関する契約書を提出しなければならない。

- (4) 個別工事の契約金額（税抜き）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（千円未満切り捨て）をもって機構が定めるものとする。

※「予定価格における個別工事の構成比」は上記3(4)契約予定工事（個別工事1、個別工事2及び個別工事3）それぞれの変更契約等においても準用される。

- (5) 落札率は全体工事を対象に算出し、全体工事の落札率を個別工事にも適用する。上記3(4)契約予定工事（個別工事1、個別工事2及び個別工事3）それぞれの変更契約等においても適用される。

落札率 = 落札者の入札額 / 予定価格

- (6) 上記3(4)に示す契約予定工事の契約締結時期や工期の変更を行う可能性がある。

- (7) 個別工事の条件変更及び協定解除に係る取扱いは上記(3)「06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」**別紙5**による。

8 担当部署

- (1) 公募条件及び積算について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部企画第1課 電話06-6292-5267

(2) 入札手続について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部調達管理課 電話06-4799-1035

※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

9 競争参加資格の確認

(1) 本工事の競争入札の参加を希望する者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書、資料及び見積価格書を提出し、当機構西日本支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び見積価格書を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料又は見積価格書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、競争参加に参加することができない。

(一般競争入札申請書の提出方法、期間及び場所)

- ① 提出期間：令和6年9月12日（木）から令和6年10月8日（火）（競争参加資格申請書の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所：上記8(2)に同じ。
- ③ 提出方法：一般競争入札参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送（上記提出期間内に必着）により行うものとし、電送によるものは受け付けない（同申請書の余白に「『06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）』申請希望」と明記すること。）。

(申請書及び資料の提出方法、期間及び場所)

- ④ 提出期間：**【電子入札システムによる場合】**
令和6年9月13日（金）から令和6年10月15日（火）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
【紙入札による場合】
令和6年9月13日（金）から令和6年10月15日（火）（競争参加資格の確認の基準日という。）の午前10時から午後5時まで
- ⑤ 提出場所：**【電子入札システムによる場合】** 上記8(2)に同じ。
【紙入札による場合】 上記8(1)に同じ。

- ⑥ 提出方法： 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、予め提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が上記 8 (1) に持参するものとし、郵送によるものは受け付けない（必ず事前予約を行うこと。）。

(見積価格書の提出方法、期間及び場所)

- ⑦ 提出期間：上記④と同じ。
⑧ 提出場所：上記 8 (1) に同じ。
⑨ 提出方法：見積価格書は、予め提出期日を提出日の前日までに連絡うえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない（必ず事前予約を行うこと。）。

(2) 申請書は、**別紙 6** に従い作成すること。

(3) 提出書類等

- ①競争参加資格確認申請書【別記様式 1】 1 部（紙入札の場合は 2 部）
②同種工事の施工実績及び工事实績【別記様式 2】 1 部
③配置予定技術者の資格・工事経験【別記様式 3】 1 部

※ 資格確認の資料は、各構成員共作成すること。

※ 配置予定技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

- ④施工調整業務管理技術者の資格・工事経験【別記様式 4】 1 部

※ 資格確認の資料は、各構成員共作成すること。

※ 配置予定技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

- ⑤施工調整業務担当技術者の資格・工事経験【別記様式 5】 1 部

※ 資格確認の資料は、各構成員共作成すること。

※ 配置予定技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

- ⑥施工計画書等の総合評価項目に関する資料【別記様式 6・7・8・9】 1 部

- ⑦配置予定技術者のヒアリング申込書【別記様式 10】 1 部

(4) 見積価格書

「見積価格書作成要領」**別紙 7-1** に基づき、作成すること。なお、見積価格書作成にあたっての質問については、11(1)・11(2)の通り。

見積もりを求める工種等及び提出様式については、**別紙 7-2** の通りとする。

(5) 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者のヒアリングを次の要領で行う。

- ① 実施期間： 令和 6 年 10 月 21 日（月）及び令和 6 年 10 月 22 日（火）午前 10 時から午後 5 時まで
② 実施場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階

独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部企画第1課 電話06-6292-5267

③ その他： ヒアリングの日時及び場所は追って通知する。

(6) 見積価格書に係るヒアリング

見積価格書に係るヒアリングを次の要領で行う。

① 実施期間： 令和6年10月21日（月）及び令和6年10月22日（火）午前10時から午後5時まで

② 実施場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部企画第1課 電話06-6292-5267

③ 参加者： 配置予定技術者のほか、見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる者が参加すること。配置予定技術者が見積価格書の内容及び根拠の説明をすることができる場合は、配置予定技術者のみでよい。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年11月13日（水）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）にて通知する。

(8) その他

① 申請書、資料及び見積価格書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 西日本支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。ただし、見積価格書については、今後の工事発注に活用することがある。

③ 提出された申請書、資料及び見積価格書は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書、資料又は見積価格書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書、資料及び見積価格書に関する問い合わせ先： 8（1）に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。ファイル容量の合計が3MBを越える場合は、すべての書類を郵送により提出すること（申請書の1枚目には、代表者印を押印すること。）。

この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。提出先は、8（1）に同じ。

郵送する際は、表封筒に「『06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明

記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、上記9 (1) ④ (本工事の競争参加資格の申請) の提出期間と同一の日時 (必着) とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

- (9) 4 (15) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後適用除外となった場合には元請適用除外誓約書 (別記様式11) を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
 - ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
 - ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
 - ・ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書 (事業主通知書) の写し

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、西日本支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる (様式は自由)。

① 提出期限： 令和6年11月22日(金)午後5時

② 提出場所： 8 (2) に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。

- (2) 西日本支社長は、説明を求められたときは、令和6年11月27日(水)までに説明を求めた者に対し電子入札システム (紙による説明要求の場合は、紙) により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することができる。

- (3) 西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

- (4) 西日本支社長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。(紙による説明要求の場合は、苦情

申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。)

11 質問

(見積価格書に対する質問)

(1) 見積価格書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。(様式は自由) 提出がない場合は質問がないものとみなす。

①提出期間： 令和6年9月13日(金)から令和6年10月2日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

②提出場所： 8(1)に同じ。

③提出方法： 質問書は持参又は郵送することにより提出する。

(2) (1)の質問がある場合には、回答書を次のとおり閲覧に供する。

①期間： 令和6年10月8日(火)から令和6年10月15日(火)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

②場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階
独立行政法人都市再生機構西日本支社

希望日時の1営業日前までに、あらかじめ8(1)記載の連絡先に連絡のうえ、指定された日時に行うこと。

(入札説明書等に対する質問)

(3) 入札説明書及び設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従いにより提出すること(様式は自由)。

① 提出期間： 令和6年9月13日(金)から令和6年11月28日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 提出場所： 8(1)に同じ。

③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。

(4) (3)の質問がある場合には、回答書を次のとおり電子入札システム及び以下の場所において閲覧に供する。

① 期間： 令和6年12月5日(木)から令和6年12月11日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社 技術監理部企画第1課

閲覧の場合は、希望日時の1営業日前までに、あらかじめ8(1)記載の連絡先に連絡のうえ、指定された日時に行うこと。

12 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書は、CD-Rデータにより無償で交付する。ただし、発送による費用（地域により異なります。）は負担が必要となる。交付を希望する入札希望者は、添付している別紙8「図面等（CD-R）申込書」を以下の期間に送付し申し込むこと。CD-RはFAX受領日より3営業日後までに到着するよう、独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務等受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便で発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。

なお、3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話で調達管理課に確認すること。

FAX受付期間： 令和6年9月12日（木）から令和6年12月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

FAX送付・問合せ先： 独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部調達管理課

電話06-4799-1035 FAX 06-4799-1043

※ 図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行いません。

13 設計業務成果及び数量計算書の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下により資料を閲覧することができる。

① 閲覧資料：

1) 設計報告書

大阪駅北（2期）地区大阪駅北1号線他実施設計その他業務

04-大阪駅北（2期）地区国道176号接続橋梁実施設計その他業務

04-大阪駅北（2期）地区国道176号以北道路実施設計その他業務

※閲覧対象は設計報告書のみとする。また、報告書の内容のうち本工事の工事価格に係る部分については黒塗りの上、閲覧に供する。

2) 数量計算書

06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）の数量計算書

② 閲覧場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部企画第1課 電話06-6292-5267

③ 閲覧日時： 令和6年9月13日（金）から令和6年12月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（予定）。

④ 閲覧時間： 2時間以内とする。（ただし、閲覧希望者が輻輳した場合は短縮する場合があるので、⑤により早めに申し込むこと。）

⑤ 閲覧方法： 閲覧については予約制とし、事前に8（1）の担当者に別紙9によりFAXで申し込むものとし、電話により閲覧日時を連絡する。また、閲覧の条件等の詳細は別紙9のとおりとしこれを厳守するものとする。

14 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札期間及び入札書の提出方法

入札期間： 【電子入札システムによる場合】

令和6年12月10日（火）から令和6年12月11日（水）正午まで

【紙入札による場合】

令和6年12月4日（水）から令和6年12月11日（水）正午まで

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記8(2)に郵送（書留郵便により、上記期間に必着）により提出すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 開札の日時及び場所

日時： 令和6年12月12日（木）

場所： 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部調達管理課

※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

15 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

16 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部調達管理課に郵送（書留郵便により12(1)の期間に必着）すること。

紙による入札参加者は、17の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照）を表封筒にまとめて郵送すること。持参又は電送による提出は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見

積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

17 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の3以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

18 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される全体工事の入札金額に対応した個別工事の工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。

なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は、現場説明事項として別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第8号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

ハ 他の工事の内訳書である場合

ニ 白紙である場合

ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

へ 内訳書が特定できない場合

ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

イ 内訳の記載が全くない場合

ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項
- 電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は9(8)⑥に同じ。
- ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、郵送により提出すること。
- 郵送する際は、封筒に「『06-大阪駅北(2期)地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件(枠組み協定型一括入札)』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。
- ・ 郵送する旨の表示
 - ・ 郵送する書類の目録
 - ・ 郵送する書類のページ数
 - ・ 発送年月日
- 提出期限は、13(1)の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

19 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと(電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要)。

20 入札の無効

この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札(見積)心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに特段の理由もなく見積価格書の提出がなされないままなされた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、西日本支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

21 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、6(2)による。

- (2) 評価値の最も高い者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、**別紙2**のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。
- (3) 上記6(2)のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書**別紙3**として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

22 支払条件

前金払40%以内、中間前金払又は出来高による部分払及び完成払

部分払い回数は当初工事：19回、契約予定工事1：5回、契約予定工事2：5回、契約予定工事3：5回

（中間前金払いについて：

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph000006lyk-att/chukanmaekindounyu.pdf>)

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

- 23 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 その他

- (1) 工事請負契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (2) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得を含む。）及び当機構ホームページの標準契約書並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
- なお、入札（見積）心得書、契約書案及び電子入札運用基準については、当機構本支社等ホームページで閲覧のこと。
- <https://www.ur-net.go.jp/order/index.html>
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、9(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) (1)のVE提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されて

いる状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(6) 機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(7) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、午前8時30分から午後8時まで稼働している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。

(8) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札のホームページに公開している。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札システムヘルプデスク TEL 0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部調達管理課 電話06-4799-1035

(10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

- ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

- ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）

- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (12) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページに公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしただけでない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

③ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(13) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」別紙10を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(14) 申請書、資料及び見積価格書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(15) 西日本支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。ただし、見積価格書については、今後の工事発注に活用することがある。

(16) 提出された申請書、資料及び見積価格書は、返却しない。

(17) 提出期限以降における申請書、資料又は見積価格書の差し替え及び再提出は認めない。

25 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: TAKAHARA Osamu, Director General of West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency.

(2) Classification of the services to be procured: 41

(3) Subject matter of the contract: Construction works of road, bridge, common-use cable tunnel and others on the site of Umekita Urban development project 2nd phase (North of Osaka station)

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. 15 October, 2024

(5) Time-limit for the submission of tenders: 12:00 P.M. 11 December, 2024 (tenders submitted by mail : 12:00 P.M. 11 December, 2024)

(6) Contact point for tender documents : Procurement Management Division, General Affairs Department, West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency, 1-13-1 Umeda, Kita-ku, Osaka City, Osaka 530-0001 Japan TEL 06-4799-1035

以上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。

【別記様式1】

令和 年 月 日

競争参加資格確認申請書

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 高原 功 殿

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代表者住所

商号または名称

代表者氏名

印

(作成者) 担当部署
氏名
電話番号
FAX

令和6年9月12日付けで入札公告のありました「06-大阪駅北(2期)地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件(枠組み協定型一括入札)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、本契約を締結する能力を有する者であること及び破産者で復権を得ていない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書4(4)に定める施工実績を記載した書面【別記様式2】
- 2 入札説明書4(5)に定める配置予定技術者の資格、工事経験及び現在の従事状況を記載した書面【別記様式3】
- 3 入札説明書4(6)及び4(7)に定める技術者の資格、工事経験を記載した書面【別記様式4・5】
- 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況【別記様式7】
- 5 施工計画書等の総合評価項目に関する書面【別記様式6・8・9】
- 6 配置予定技術者のヒアリング申込書【別記様式10】
- 7 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 8 入札説明書記9(9)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面【別記様式11】
- 9 返信用封筒「簡易書留料金(460円)の切手を貼付した長3号封筒」(紙入札の場合のみ)

【別記様式2】

同種工事の施工実績

会社名 _____

項 目		施 工 実 績 事 例
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	総額 円（出資比率分 % 円）
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受 注 形 態	(1) 単独、 (2)共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等		

(注1) 施工実績は、入札説明書4(4)に示す同種工事について記載すること。

(注2) 別紙6の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

【別記様式3】

配置予定技術者の施工実績
(工事施工に係る主任技術者又は監理技術者)

会社名 _____

同種工事の施工実績		要件○ ○○○○
配置予定者の氏名		主任(監理)技術者
最終学歴		学科 昭和・平成・令和 年 月卒業
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年及び登録番号) 監理技術者講習(取得年及び修了証番号)
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者
現在の 従事 状況	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	工期	年 月 日～令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者

(注1) 入札説明書4(5)に示す同種工事について記載すること。

(注2) 別紙6の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

【別記様式4】

施工調整業務管理技術者の施工実績

会社名 _____

配置予定者の氏名		
最終学歴		学科 昭和・平成・令和 年 月卒業
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
工事 （ 業 務 ） 経 験 の 概 要	工事（業務）名称	①
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	②
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	③
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	④
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	⑤
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	⑥
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	⑦
	発注機関名	
工 期	年 月 日～ 年 月 日	
工事（業務）名称	⑧	
発注機関名		
工 期	年 月 日～ 年 月 日	

（注1） 別紙6の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

【別記様式5】

施工調整業務担当技術者の施工実績

会社名 _____

配置予定者の氏名		
最終学歴		学科 昭和・平成・令和 年 月卒業
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
工事 （ 業 務 ） 経 験 の 概 要	工事（業務）名称	①
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	②
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	③
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	④
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	⑤
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	⑥
	発注機関名	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	工事（業務）名称	⑦
	発注機関名	
工 期	年 月 日～ 年 月 日	
工事（業務）名称	⑧	
発注機関名		
工 期	年 月 日～ 年 月 日	

（注1） 別紙6の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

企業の施工実績

会社名

評価項目	評価基準	配点	実績内容	チェック欄
過去 15 年間の同種工事 (D I D 地区内で交通規制を伴う施工延長 300m 以上のアスファルト舗装工を含む道路工事(新設、改築の別を問わない)の施工経験の有無)	実績が 5 件以上あり	5 点	〇〇〇工事 〇〇〇工事 〇〇〇工事 〇〇〇工事 〇〇〇工事	
	実績が 2 件以上あり	2 点		
	実績が 1 件のみ(入札参加資格と同等)	0 点		
WLB 等の推進企業を評価する認定の有無	①女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5 点	認定取得あり 【〇〇認定】〇.〇.〇
		えるぼし 3 段階目	4 点	
		えるぼし 2 段階目	3 点	
		えるぼし 1 段階目	2 点	
		行動計画	1 点	
	②次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5 点	
		くるみん (R4年度以降の基準)	3 点	
		くるみん (H29～R3年度の基準)	3 点	
		トライくるみん	3 点	
		くるみん (H28年度以前の基準)	2 点	
③若者雇用促進法に基づく認定	あり	4 点		
	いずれも認定なし	0 点		

(注1) 別紙6の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

【別記様式7】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、【別記様式7（外国法人の場合）】の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【該当・該当しない】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働方の基準を満たしている。

【該当・該当しない】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【該当・該当しない】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【該当・該当しない】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【該当・該当しない】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ プラチナくるみんの認定を取得している。

【該当・該当しない】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【該当・該当しない】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【該当・該当しない】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【該当・該当しない】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【該当・該当しない】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【該当・該当しない】

【別記様式7（外国法人の場合）】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働方の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式 8】

(総合評価に関する資料)

配置予定技術者の施工実績
(工事施工に係る主任技術者又は監理技術者)

会社名 _____

氏 名 _____

※注 1, 2

評価項目	評価基準	配点	実績内容	チェック欄
過去 15 年間の同種工事（土地造成工・電線共同溝・その他土木一式工・アスファルト舗装工のいずれかの工事）の施工経験の有無	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が 3 件以上あり	5 点		
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が 2 件以上あり	2 点		
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が 1 件のみ	0 点		

(注 1) 別紙 6 の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

施 工 計 画 書

会社名 _____

【06－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件】

項 目	技術的所見等
<p>項目① 施工目的物について、品質・性能を確保するための技術的工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計意図、現地状況を踏まえた上での提案 ・施工目的物の品質確保についての提案 <p>項目② 周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事エリア周辺の交通安全対策についての提案 ・工事騒音、振動、粉塵等への対応についての提案 	

(注1) 別紙6の競争参加資格確認資料の作成方法をご参照ください。

配置予定技術者のヒアリング申込書

下記工事における、配置予定技術者ヒアリングにあたり注5及び注6を遵守の上、以下の日時を希望します。

工 事 名	06－大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路 その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）
ヒアリング希望日 及び希望時間 (時間指定はできません)	第一希望日時 令和 年 月 日 () AM ・ PM 第二希望日時 令和 年 月 日 () AM ・ PM
会 社 名	
予定監理技術者氏名	
見積書説明者氏名	
担 当 者 (ヒアリング日時の通知先)	
担当者連絡先	TEL () FAX ()

注1 : 希望日時を調整させて頂く場合があります。

注2 : ヒアリング会場へは、配置予定技術者1名、見積説明者1名及び傍聴者2名までの入室とします。

注3 : ヒアリング時間は30分程度とします。

注4 : ヒアリング当日は、公的機関の発行する顔写真入の本人であることを証明する監理技術者資格者証又は免許証等を持参してください。

注5 : ヒアリング内容等で得られた情報を第三者へ提供してはならないものとします。

注6 : 申込時に配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を申請することもできますが、その場合、公平性の観点から各配置予定技術者のヒアリングの実施は同日の連続した時間で行うものとします。

【別記様式 1 1】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

西日本支社

支社長 高原 功 殿

住 所

商 号

代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別添

(健康保険・厚生年金保険)

従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員のための法人であるため。

使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

【別記様式12】

共同請負入札参加資格審査申請書（兼受付確認票）

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 殿

代表者住所

商号又は名称

代表者氏名

印

この度、連帯責任によって【工事名】.....
（追加工事を含む。）の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び
 委任状を添えて、下記のとおり当該工事の競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以上

記

共同企業体名称	特定建設工事共同企業体											
(カタカナ)												
共同企業体の 事務所所在地	(電話)						(FAX)					
共同企業体の構成員											出資比率	
①	工種：	等級：	登録番号：								%	
②	工種：	等級：	登録番号：								%	

受 付 確 認 票

(共同企業体名称)

.....殿

【工事名】.....

の共同企業体入札参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

機構受付印

【機構使用欄】（確認用）

	共同請負入札参加資格審査申請書	1部	本書
	委任状（構成員→代表者）	1部	正本及び構成員の印鑑証明書（発行後3か月以内）
	特定建設工事共同企業体協定書	1部	写
	建設業許可申請書	1部	各構成員の写（許可番号、許可年月日及び営業所一覧を確認※）

※PC橋梁工事以外の「その他」工事の場合、建設業許可申請は不要

【別記様式13】

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 独立行政法人都市再生機構西日本支社発注に係る【工事名】

工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、【代表者名の一部・構成員名の一部】

特定

建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を【代表者の事務所住所】

に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

【各構成員の住所・社名】

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、【代表者名】

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金等を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

【各構成員名・出資比率%】

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

㊟

㊟

【別記様式14】

委 任 状

年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長

殿

(共同企業体の名称)

特定建設工事共同企業体

(共同企業体構成員)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との【工事名称】
(追加工事を含む。)の契約について、下記の権
限を委任します。

受 任 者

(共同企業体代表者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 契約代金の請求及び受領に関する件
- 4 本委任に係る復代理人の選任に関する件
- 5 契約の保証に関する件
- 6 その他契約に関する一切の件

以 上

【別記様式15】

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1. 入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

(1) 品質確保の実効性

- ・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

(2) 施工体制確保の確実性

- ・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。
- ・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

2. 入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未満及び、特別調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未満の者に対しては、追加資料として別紙4の低入札価格調査に伴う調査資料に示す様式のうち、下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。

(1) 入札価格が調査基準価格未満で、特別調査基準価格以上の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式16）

(2) 入札価格が特別調査基準価格未満の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）

- ・機械リース元一覧（様式 9 - 2）
- ・労務者の確保計画（様式 10 - 1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 10 - 2）
- ・建設副産物の搬出地（様式 11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13 - 1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13 - 2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13 - 3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14 - 1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14 - 2）
- ・施工体制台帳（様式 16）

3. 審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

(1) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

(2) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施

工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が低入札価格調査となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか

以 上

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1. 入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

(1) 品質確保の実効性

- ・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

(2) 施工体制確保の確実性

- ・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。
- ・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

2. 入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未及び、特別重点調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の 90%、共通仮設費の 80%、現場管理費の 80%、一般管理費の 30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未満の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後 5 営業日以内とする。

(1) 入札価格が調査基準価格未満で、特別重点調査基準価格以上の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式 2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式 2-2）
- ・VE 提案等によるコスト縮減額調書（様式 3）
- ・資材購入予定先一覧（様式 8-2）
- ・機械リース元一覧（様式 9-2）
- ・労務者の確保計画（様式 10-1）
- ・施工体制台帳（様式 15）

(2) 入札価格が特別重点調査基準価格未満の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式 2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式 2-2）
- ・VE 提案等によるコスト縮減額調書（様式 3）
- ・下請予定業者等一覧表（様式 4）
- ・配置予定技術者名簿（様式 5）
- ・資材購入予定先一覧（様式 8-2）

- ・機械リース元一覧（様式 9－2）
- ・労務者の確保計画（様式 10－1）
- ・工種別労務者配置計画（様式 10－2）
- ・建設副産物の搬出地（様式 11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14－1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14－2）
- ・施工体制台帳（様式 15）

3. 審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

(1) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別重点調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか。
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(2) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係

る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の确实性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が低入札価格調査となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。

以 上

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に100/110を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、入札書比較価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- イ その価格により入札した理由
- ロ 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ホ 手持資材の状況
- へ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ト 手持機械数の状況
- チ 労務者の具体的供給見通し
- リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
- ヌ 経営内容
- ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
- ヲ リの機構発注工事の成績状況
- ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- ヨ その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式1）

- ロ 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）
- ハ 手持工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- ホ 手持ち資材の状況（様式8-1）
- ヘ 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ト 手持ち機械の状況（様式9-1）
- チ 機械リース元一覧（様式9-2）
- リ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ル 施工体制台帳（様式15）
- ヲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式16）
- ワ 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）
- カ 確約書（様式17）

5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求めることがある。

6 当該調査の結果は、公表することがある。

様式 1

当該価格で入札した理由

Blank area for providing reasons for bidding at the specified price.

様式3

VE提案等によるコスト縮減額調書

コスト縮減票(1)	縮減額(円) :
コスト縮減票(2)	

様式4

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 至 年 月
----	----------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

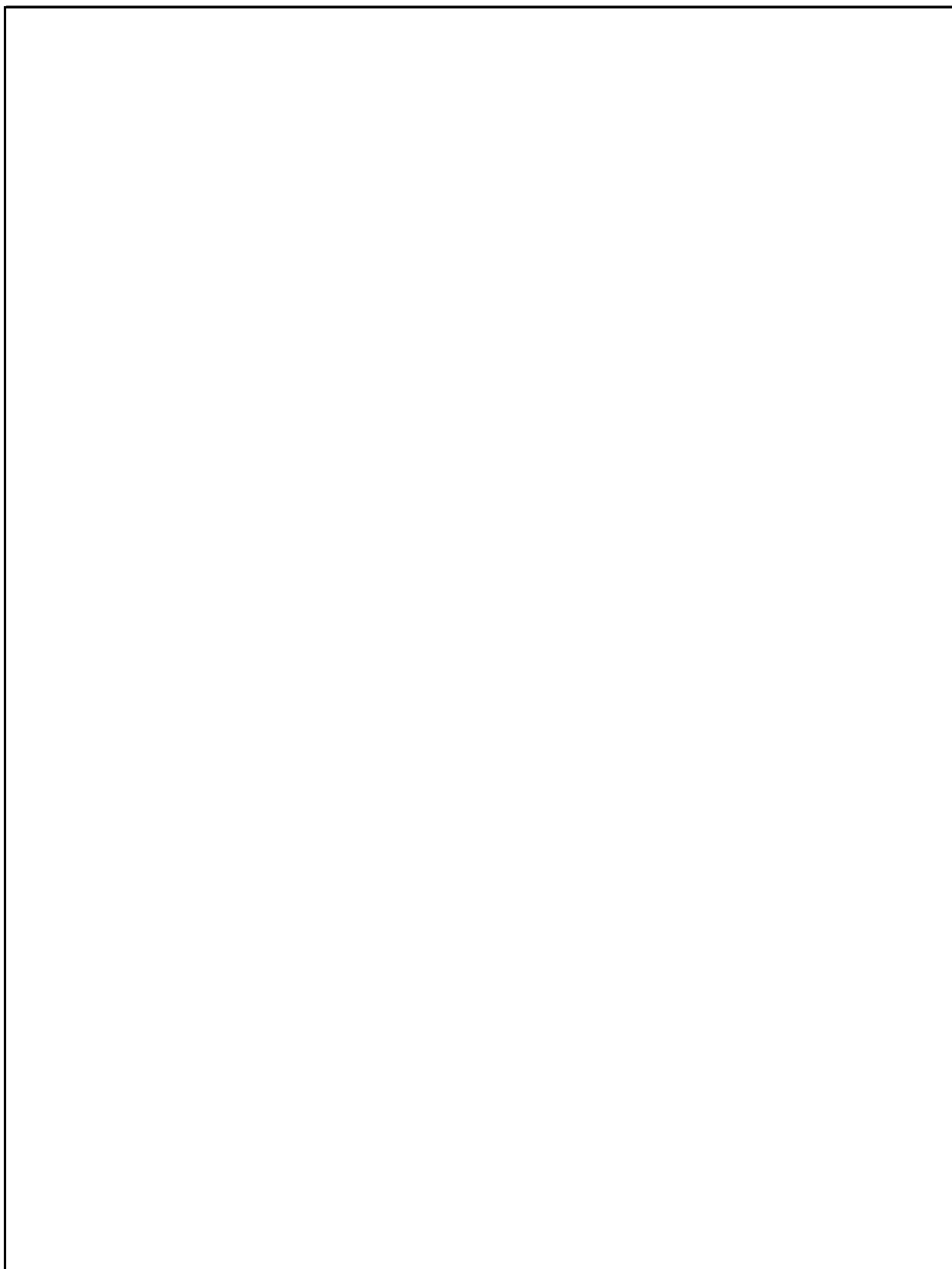
工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

手持ち工事の状況(対象工事関連)

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式7

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係



様式8-1

手持ち資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価(原価)	調達先(時期)

様式9-2

機械リース元一覧

工種・種別	機械名称	規格・型式・ 能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

様式14-4

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の 許 可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日

工事名称 及び 工事内容								
発注者名 及び 住 所	〒							
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年	月	日
	至	年	月	日				

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現 場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監 理 技術者名	専任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名			専 門 技 術 者 名
	資 格 内 容		資 格 内 容
	担 当 工事内容		担 当 工事内容

施工体制台帳 様式

<標準例>

<<下請負人に関する事項>>

会社名		代表者名	
住 所 電話番号	〒 (TEL - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

様式17

確 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 ○○支社

支社長 ○ ○ ○ ○ 殿

請負者 住 所

名 称

代表者名

印

契約対象工事名

今般上記工事を金 円を入札しましたが、実施にあたっては図面、仕様書等を熟知のうえ、工事が粗雑にならないよう施工することはもとより、工事内容を変更し又は追加工事をする必要がある場合においては誠意をもってこれに対応します。

また、契約数量の変更についても、現契約率に基づく協議に応じることと、追加工事についても、今回の契約の査定(落札率)を勘案されることを了承いたします。

なお、建設業法違反、賃金不払い、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しませんし、下請代金の支払遅延をしないことも併せて確約いたします。

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者と受注者が確認する。なお、枠組み協定型一括入札方式の場合は、全ての契約予定工事を対象とする。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

1 契約対象工事名 : _____

※枠組み協定型一括入札の場合の契約予定工事名

{ _____

2 低入札価格調査による確認事項（別紙）

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
 支社長 〇〇 〇〇 印

受注者

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

施工体制等確認及び低入札価格調査に係る追加資料等作成要領

各様式共通

- 1 入札者は、契約担当役があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- 2 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、契約担当役が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- 3 入札者は、契約対象工事に関して技術提案資料等を提出している場合、各様式に提出済資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
- 4 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
- 5 契約担当役は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式 1 当該価格で入札した理由

記載要領

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然のことである。

様式 2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

1. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
2. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
3. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

4. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
5. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
6. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
7. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
8. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
9. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領5により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費についても、本様式による明細を作成する。
（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
2. 本様式は、様式2-1及び様式2-2に対応した内容とする。

様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

- 1 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資材や労務者についても記載する。
- 2 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
- 3 使用を予定する手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

添付書類

- 1 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
- 2 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

- 1 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
- 2 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

添付資料

- 1 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

- 1 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかに

した地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

2 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 6-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

- 1 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
- 2 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費などどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

- 1 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式 8-1 手持ち資材の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
- 2 「単価（原価）」欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
- 3 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分か

- るように撮影したもの)を添付する。
- 2 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

資料 8 - 2 資材購入予定先一覧

記載要領

- 1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 3 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 9 - 1 手持ち機械の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- 2 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
- 2 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- 3 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並び

に固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式 9-2 機械リース元一覧

記載要領

- 1 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 4 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 10-1 労務者の確保計画

記載要領

- 1 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
- 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。

- 3 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- 4 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を()書きで記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- 2 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- 3 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式10-2 工種別労務者配置計画

記載要領

- 1 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
- 2 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式11 建設副産物の搬出地

記載要領

- 1 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
- 2 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

- 1 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
- 2 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

- 1 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
- 2 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
- 3 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設ける

ものとする。

- 4 様式 11 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 11 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
- 5 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
- 6 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
- 7 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

- 1 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 2 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 3 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 4 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

- 1 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13-2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれかに計上しているかを記載する。
- 3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

添付書類

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該

金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

- 2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

- 1 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

- 1 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄には「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種

検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費

用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

- 3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあつては「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 15 施工体制台帳

記載要領

- 1 本様式は、様式 4 における下請予定業者の担当工事について記載する。
- 2 契約対象工事の施工に当って事業協同組合による施工を予定している場合は、担当する組合員及び担当工事について記載する。

添付書類

事業協同組合による場合は、構成組合員が確認できる資料を添付する。

様式 16 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

- 1 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった都市機構発注工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。
- 2 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

以上

06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件
の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書

- 1 工事名称 06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件
2 工事場所 大阪府大阪市北区大深町
3 予定工期 令和6年12月**日から令和10年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 とは、受注者が落札した上記
工事について、次のとおり協定書を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、当初工事及び契約予定工事の契約に当たっての条件等について、当初工事及び契約予定工事の一括入札方式を実施するための基本となる枠組みを定めるものである。

2 発注者及び受注者は、双方合意の上、本協定に基づき当初工事及び契約予定工事の契約を履行する。

（本協定の対象工事等）

第2条 本協定で定める対象工事は次に掲げる工事とする。ただし、契約予定工期は補助金交付時期等の要因により変更する場合がある。

一 06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事（当初工事）

契約予定金額：***,***,***円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 * ,***,***円）

予定工期：令和6年12月～令和10年3月（指定部分：令和8年1月）

二 07-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事（契約予定工事1）

契約予定金額：***,***,***円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 * ,***,***円）

契約予定時期：令和7年4月

三 08-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事（契約予定工事2）

契約予定金額：***,***,***円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 * ,***,***円）

契約予定時期：令和8年4月

四 09-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事（契約予定工事3）

契約予定金額：***,***,***円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 * ,***,***円）

契約予定時期：令和9年4月

2 本協定対象工事の内容は、発注者が交付した入札説明書及びその添付資料、並びに入札手続きにおける各種資料によるものとする。

契約番号	
------	--

(本協定の有効期限等)

第3条 本協定の有効期限は、前条に規定するすべての工事が完成した日とする。

2 本協定は、前項に定める期限内において工事請負契約を締結していない期間においても有効とする。

(工事請負契約の締結)

第4条 発注者及び受注者は、本協定締結後、速やかに、当初工事の工事請負契約を締結するものとする。

2 発注者及び受注者は、本協定に定める条件により、契約予定工事の工事請負契約を締結する。なお、受注者は、これを拒むことはできない。

3 発注者は、契約予定工事の契約締結にあたっては、契約締結の7日前までに履行期間及び支払条件について受注者に通知するものとする。

(契約予定工事の条件を変更する場合の取扱い)

第5条 契約予定工事の契約締結前に、当該工事の条件を変更する必要があるときは、発注者は14日前までに工事内容の変更に伴う発注者と受注者の協議を開始するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の変更協議後に、第2条に規定する契約予定金額にて工事請負契約を締結し、必要があると認められるときは、前項の協議に伴う工事請負契約の変更契約を締結する。

3 第1項に定める発注者受注者協議については、賃金水準又は物価水準の著しい変動が生じた場合もその対象とする。

4 契約予定工期の変更に伴う請負代金額の変更は、原則行わないものとする。

(協定の解除等に関する事項)

第6条 次に掲げる場合を除き、発注者及び受注者は、本協定に基づき、当初工事及び契約予定工事の契約を履行するものとする。

一 契約予定工事の契約締結前において、発注者の責に起因し、本協定を解除する場合。

なお、この場合において、既契約工事に係る間接工事費及び一般管理費等の変更について発注者と受注者との協議を行うものとする。

二 契約予定工事の契約締結前において、受注者の責に起因する理由で、当該契約の内容に適合した履行がなされない状況にあると発注者が認め、本協定を解除する場合。なお、この場合において、既契約工事に係る間接工事費及び一般管理費等の変更は行わない。

また、契約予定工事に係る発注者の間接工事費等の損失額は発注者と受注者が協議して定め、受注者が負担する。

三 前2号に掲げる場合以外で、正当な理由により本協定を解除又はする場合。なお、この場合の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して定める。

四 本協定に基づき現に施行中の工事又は既に完了している工事がある場合には、前3号の解除を(合意)解約と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
氏名

受注者 住所
氏名

競争参加資格確認資料の作成方法

1 競争参加資格確認申請書（別記様式 1）

- (1) 入札説明書4 (2) の業者登録番号を記載すること。
- (2) 紙により申請した場合は、【別記様式1】を2部提出すること。

2 企業の同種工事の施工実績（別記様式 2）

- (1) 施工実績は、入札説明書 4 (4) に示す同種工事について記載すること。
- (2) 施工実績を証する次の書類を添付すること。
 - ・「工事実績情報システム（コリンズ）」で証明できる場合は、コリンズ登録データ（竣工時）の写し
 - ・コリンズデータが無い場合は、工事請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）等
※契約書・設計図書（一般図程度）は、A4 または A3 に縮小したものを添付すること。
ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
- (3) 施工実績は、平成 21 年度以降（平成 21 年 4 月 1 日から申請書の提出日まで）に完成した工事とする。

3 配置予定技術者の施工実績（別記様式 3）

- (1) 複数の候補者を申請する場合は、配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。
- (2) 配置予定技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。
- (3) 工事の実績とは、平成 21 年度以降（平成 21 年 4 月 1 日から申請書の提出日まで）に完成した工事とする。
- (4) 添付資料
 - 1) 施工実績を証する次の書類を添付すること。
 - ・「工事実績情報システム（コリンズ）」で証明できる場合は、コリンズ登録データ（竣工時）の写し
 - ・コリンズデータが無い場合は、工事請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき書類等
※契約書・設計図書（一般図程度）は、A4 または A3 に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
 - 2) 配置予定者の、一級土木施工技術検定合格証明書（写し）、監理技術者資格証（写し）、監理技術者講習終了証（写し）
 - 3) 雇用関係を証明する資料を添付すること。（健康保険証等の場合被保険者等記号、番号等にはマスキングを施すこと。）

4 施工調整業務管理技術者及び担当技術者の施工実績（別記様式 4、5）

- (1) 複数の候補者を申請する場合は、配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。
- (2) 施工調整業務管理技術者は土木設計業務に関し13年以上の実務経験、施工調整業務担当技術者は5年以上の実務経験を有すること。
- (3) 添付資料
 - 1) 施工実績を証する次の書類を添付すること。
 - ・「工事実績情報システム（コリンズ）」で証明できる場合は、コリンズデータ（竣工時）の写し

- ・コリンズデータが無い場合は、工事（業務）請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき書類等
- ※契約書・設計図書（一般図程度）は、A4またはA3に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、一級土木施工技術検定合格証明書（写し）を添付すること。
- 3) 雇用関係を証明する資料を添付すること。（健康保険証等の場合被保険者等記号、番号等にはマスキングを施すこと。）

5 企業の施工実績（別記様式6）

- (1) 施工経験は、平成21年度以降（平成21年4月1日から申請書の提出日まで）に完成した工事とする。（5工事まで）。
- (2) 施工経験を証する次の書類を添付すること。
 - ・「工事实績情報システム（コリンズ）」で証明できる場合は、コリンズ登録データ（竣工時）の写し
 - ・コリンズデータが無い場合は、工事請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）等
 - ※契約書・設計図書（一般図程度）は、A4またはA3に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
- (3) えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定、ユースエール認定のいずれかの認定について認定書（写し）を添付すること。

6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（別記様式7）

- (1) 1～3の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに○を付けること。
- (2) それぞれ、該当することが確認できる書類（認定通知書、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付））を添付すること。
- (3) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、各項目中「認定を取得」、「策定・届け出をしている」とあるのは、それぞれ「認定に相当」、「策定・届出済に相当している」と読み替え、内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。
- (4) 共同企業体の場合、各構成員毎に提出すること。なお、「提出者名」箇所に、共同企業体名称と合せカッコ書きで企業名を表示すること。構成員全員のうち最も低い者の技術点を採用する。

7 配置予定技術者の施工実績（別記様式8）

- (1) 複数の候補者を申請する場合は、配置予定技術者ごとに、作成すること。
- (2) 配置予定技術者を複数記載する場合、技術者の施工実績の評価点が最も低くなる者の評価点を採用する。
- (3) 施工経験は、平成21年度以降（平成21年4月1日から申請書の提出日まで）に完成した工事とする。（3工事まで）。
- (4) 施工経験を証する次の書類を添付すること。
 - ・「工事实績情報システム（コリンズ）」で証明できる場合は、コリンズ登録データ（竣工時）の写し
 - ・コリンズデータが無い場合は、工事請負契約書（写し）、設計図書の一部（写し）等
 - ※契約書・設計図書（一般図程度）は、A4またはA3に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。

- (5) 入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと（様式任意）。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

8 施工計画書（別記様式9）

- (1) 施工計画は、提案項目毎に以下の内容を記載し、必要に応じ説明図表を添付すること。
また、文面の文字の大きさは10ポイント以上とし、説明図表等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとする。
- ・「施工（実施）方法」 期待する効果、対象工種、実施期間・頻度、使用機械・製品名、施工手順など
 - ・「確認方法」 受注者・監督員による履行確認の方法、確認時期・頻度など
- (2) 資料の頁数は、説明図表を含めA4版4頁以内とする。上限頁数を超えた場合、加点評価対象は4頁までに記載されている内容とし、5頁以降に記載した内容は加点評価対象としない。
- (3) 提案項目数は10項目以内とし、記載の順に1から10までの通し番号を付けること。加点評価対象は番号1から10の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。
- (4) 1つの提案項目には、1つの着目対象（〇〇についての提案）に限って記載すること。
1つの提案項目に複数の着目対象に対する提案を記載した場合においても、優位な評価はしない。

9 ヒアリング申込書（別記様式10）

- (1) 第一希望日時、第二希望日時を記載する。

以 上

令和 6 年 9 月 12 日

入札参加者 殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社

見積書作成要領

06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件（枠組み協定型一括入札）に関する見積書の作成については入札公告時に掲示する入札説明書等及び入札（見積）心得書の記載事項及び本要領に基づき作成し提出して下さい。

記

1. 作成方法

- (1) 設計図書他交付資料に基づき、疑義を質問書にて明らかにした上で見積書を作成してください。
- (2) 見積書は交付資料のCD データに格納された「見積書様式」に準じて作成してください。又、様式は詳細内容（名称、摘要、数量、単位、単価、金額、備考）を具備している様式で作成してください。
- (3) 見積書内にて一式計上となる項目は可能な限り詳細内訳書を別添するか、摘要欄又は備考欄に金額の根拠を明記してください。
- (4) 見積書の作成は下記内容に基づいて作成してください。
 - 1) 共通事項
 - ・各労務単価を記入してください。
 - ・下請経費等を含まない単価としてください。
 - 2) 土木に係る工事
 - ・見積書にある工種項目ごとに、材工にて計上してください。
 - ・専門下請工事による諸経費は、各単価に含まないでください。
- (5) 見積書の内容によって、さらに詳細な見積内訳の提出を求める場合があります。特に、平常時の施工価格を著しく上回る項目については、可能な限り根拠資料の準備をお願いします。

2. 提出書類

- ① 見積書 1部
- ② 上記Excel データ（CD-R） 1枚

3. 提出期限

令和6年10月15日（火） 午後5時まで

4. 提出方法

入札説明書によること。

5. 作成にあたっての注意事項

- (1) 見積もり提出内容に不備・不明事項等ある場合には採用できない場合もあります。
- (2) 見積書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相

談も行わずに見積り書を提出すること。

- (3) 提出された見積書の金額と入札時に提出された工事費内訳書の間と著しい乖離が認められる場合は、開札後、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合がある。

以 上

見 積 書

工事名称：06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件
（枠組み協定型一括入札）

令和 年 月 日

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

06-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事

見積書様式

※各項目の「材料費」「施工費」の各欄に○がついているものの単価を計上してください。
（両方に○がついているものは材工にて単価を計上してください。）

工事区分	工種	種別	細別	規格・仕様	単位	数量	単価	金額	代価頁	材料費	施工費	昼夜区分
＜R176以南編＞大阪駅北3号線												
道路	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハ「リット」設置（流用品） H=1.80	m	670				-	○	昼
				H鋼B型ハ「リット」撤去（流用品） H=1.80	m	1,126				-	○	昼
舗装	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	B 駅北3号線	人日	1,120				-	○	昼
				B 西2ゲート	人日	2,160				-	○	昼
＜R176以南編＞九条梅田線												
道路	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハ「リット」設置 H=1.80	m	117				-	○	昼
				H鋼B型ハ「リット」設置（流用品） H=1.80	m	966				-	○	昼
				H鋼B型ハ「リット」撤去（流用品） H=1.80	m	1,495				-	○	昼
舗装	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	A	人日	600				-	○	昼
		交通管理工（夜間）	交通誘導警備員	A	人日	400				-	○	夜
＜R176以南編＞区画9号線												
舗装	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	B	人日	160				-	○	昼
＜R176以南編＞区画道路10号線												
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠柵（500×500×900） 7「ロツク」積、4「ハ」型（大阪市タイプ）	箇所	11				-	○	昼
				街渠柵（500×500×1400） 7「ロツク」積、4「ハ」型（大阪市タイプ）	箇所	12				-	○	昼
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150（3m以上5m未満）	箇所	1				○	○	昼
				VUφ200（5m以上）	箇所	11				○	○	昼
				VUφ200（3m以上5m未満）	箇所	1				○	○	昼
				VUφ200（3m未満）	箇所	2				○	○	昼
				取付管（直管）VUφ200 街渠下 歩車道境界7「ロツク」（両面）（直） 180/230×250×600	m	121				-	○	昼
	道路付属施設工	街渠7「ロツク」工	歩車道境界7「ロツク」	歩車道境界7「ロツク」（両面）（直） 180/230×250×600	m	81.8				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」（両面）（曲） 180/230×250×600	m	18.6				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」（片面）（直） 180/205×250×600	m	212				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」（片面）（曲） 180/205×250×600	m	80.4				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」 水抜部	箇所	13				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」 埋込部（横断歩道部）	箇所	16				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」 摺付部（垂入部）	箇所	14				-	○	昼
			地先境界7「ロツク」	180×150×1000	m	163				-	○	昼
	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	737「ハ」舗装版 t=15cm以下	m	44.6				-	○	夜
			舗装版破砕	737「ハ」舗装版 t=15cm以下	m ²	2,144				-	○	夜
舗装	車道舗装工	737「ハ」舗装工（夜間）	下層路盤	RC-40 t=35cm	m ²	1,554				-	○	夜
			上層路盤	M-25 t=25cm	m ²	1,554				-	○	夜
			基層	再生粗粒度As（20） t=10cm	m ²	1,554				-	○	夜
			表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	1,554				-	○	夜
		737「ハ」舗装工（夜間）	基層	再生粗粒度As（20） t=10cm	m ²	1,317				-	○	夜
			表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	1,317				-	○	夜
		737「ハ」舗装工（夜間）	上層路盤	M-25 t=7cm	m ²	22.4				-	○	夜
			基層	再生粗粒度As（20） t=10cm	m ²	22.4				-	○	夜
			表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	22.4				-	○	夜
		737「ハ」舗装工（夜間）	上層路盤	M-25 t=10cm	m ²	65.8				-	○	夜
			基層	再生粗粒度As（20） t=10cm	m ²	65.8				-	○	夜
			表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	65.8				-	○	夜
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	B	人日	460				-	○	昼
		交通管理工（夜間）	交通誘導警備員	B	人日	300				-	○	夜
＜R176以南編＞西2工専用ゲート撤去復旧												
道路	道路付属施設工	街渠7「ロツク」工	歩車道境界7「ロツク」	歩車道境界7「ロツク」（片面）（直） 180/195×150×600	m	5.10				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」（片面）（直） 180/205×250×600	m	29.5				-	○	昼
				歩車道境界7「ロツク」（片面）（曲） 180/205×250×600	m	3.00				-	○	昼
			地先境界7「ロツク」	180×150×1000	m	11.4				-	○	昼
	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版破砕	737「ハ」舗装版 t=15cm以下	m ²	99.3				-	○	昼
＜R176以南編＞駅北3号線東側歩道他												
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠柵（500×500×1000） 7「ロツク」積、4「ハ」型（大阪市タイプ）	箇所	6				-	○	昼
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ200（3m未満）	箇所	4				○	○	昼
	道路付属施設工	街渠7「ロツク」工	歩車道境界7「ロツク」	水抜部	箇所	2				-	○	昼
			地先境界7「ロツク」	180×150×1000	m	58.5				-	○	昼
＜R176以南編＞地中構造物撤去												
整地	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	737「ハ」舗装版 t=3cm	m	2.40				-	○	昼
			舗装版破砕	737「ハ」舗装版 t=3cm	m ²	66.1				-	○	昼
				737「ハ」舗装版 t=10cm 万能鋼板塼 設置・撤去 U-2品 H=3.0m 設置期間60日	m	35.1				-	○	昼
	仮設工	防護施設工	仮囲い	万能鋼板塼 撤去 H=3.0m	m	23.3				-	○	昼
				万能鋼板塼設置（流用品） H=3.0m	m	23.3				-	○	昼
				ハ「リット」撤去 L=12.7m	基	1				-	○	昼
				ハ「リット」設置（流用品） L=12.7m	基	1				-	○	昼

道路	道路付属施設工	街架ブロック工	地先境界ブロック	コンクリートブロック 180×150×1000	m	22.5					-	○	昼
<R176以南編>宅地整備工事													
排水	雨水取付管工	雨水取付管布設工	取付管	VUφ200 (3m未満)	箇所	14					○	○	昼
<R176以北編> 大阪駅北3号線													
道路	電線共同溝工	プレキャストボックス工	プレキャストボックス E-2型	950×1950×1100	箇所	9					○	○	昼
			プレキャストボックス E-6型	950×3050×1100	箇所	3					○	○	昼
			プレキャストボックス EA31型	1300×3650×1800	箇所	4					○	○	昼
			プレキャストボックス RT型	1200×2200×1500	箇所	12					○	○	昼
<R176以北編> 北側街道													
			プレキャストボックス E-2型	950×1950×1100	箇所	8					○	○	昼
			プレキャストボックス E-6型	950×3050×1100	箇所	5					○	○	昼
			プレキャストボックス EA31型	1300×3650×1800	箇所	3					○	○	昼
			プレキャストボックス RT型	1200×2200×1500	箇所	13					○	○	昼
<R176以北編> 仮設工													
道路	仮設工	工事用道路工	仮設舗装 仮設道路	下層路盤 RC-40 t=20cm 基層 再生粗粒度As (20) t=4cm 表層 再生密粒度As (20) t=4cm	m ²	102					-	○	昼
			仮設舗装 仮舗装	RC-40 t=20cm 表層 再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	102					-	○	昼
			仮設舗装 舗装版破砕	757mm舗装版 t=15cm以下	m ²	14,008					-	○	昼
			仮設舗装 舗装版破砕	757mm舗装版 t=15cm以下	m ²	14,008					-	○	昼
			仮設舗装 舗装版破砕	757mm舗装版 t=15cm以下	m ²	14,110					-	○	昼
		防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハリケート設置 (流用品) H=1.80	m	51.1					-	○	昼
			仮囲い	H鋼B型ハリケート撤去 H=1.80	m	1,037					-	○	昼
			仮囲い	H鋼B型ハリケート撤去 (流用品) H=1.80	m	51.1					-	○	昼
			仮囲い	単管ハリケート φ48.6×2.4×4000	m	371					-	○	昼
			仮囲い	単管ハリケート設置 (流用品) φ48.6×2.4×4000	m	379					-	○	昼
			仮囲い	単管ハリケート撤去 φ48.6×2.4×4000	m	371					-	○	昼
			仮囲い	単管ハリケート撤去 (流用品) φ48.6×2.4×4000	m	379					-	○	昼
			仮囲い	ハリケート W=6.0 H=1.35 両開	基	7					-	○	昼
			仮囲い	ハリケート (流用品) W=6.0 H=1.35 両開	基	8					-	○	昼
			仮囲い	ハリケート撤去 W=6.0 H=1.35 両開	基	7					-	○	昼
			仮囲い	ハリケート撤去 (流用品) W=6.0 H=1.35 両開	基	8					-	○	昼
		交通管理工	交通誘導警備員	(A)	人日	60					-	○	昼
			交通誘導警備員	(B)	人日	4,320					-	○	昼
<R176以北編> 水道管撤去工事													
陸地	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	B 昼間	人日	30					-	○	昼
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	757mm舗装版 t=15cm以下	m	27.0					-	○	昼
			舗装版破砕	757mm舗装版 t=15cm以下	m ²	48.6					-	○	昼
道路	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハリケート設置 H=1.80	m	29.0					-	○	昼
			仮囲い	H鋼B型ハリケート撤去 H=1.80	m	29.0					-	○	昼
<R176以北編> R176橋梁下東側歩道擁壁撤去工事													
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	757mm舗装版 t=15cm以下	m	40.8					-	○	昼
			舗装版破砕	757mm舗装版 t=15cm以下	m ²	18.3					-	○	昼
	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハリケート設置 H=1.80	m	42.2					-	○	昼
			仮囲い	H鋼B型ハリケート撤去 H=1.80	m	42.2					-	○	昼
<R176以北編> R176橋梁下西側歩道擁壁撤去工事													
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	757mm舗装版 t=15cm以下	m	72.3					-	○	昼
			舗装版破砕	757mm舗装版 t=15cm以下	m ²	87.5					-	○	昼
道路	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハリケート設置 H=1.80	m	68.4					-	○	昼
			仮囲い	H鋼B型ハリケート撤去 H=1.80	m	68.4					-	○	昼
<R176以北編> 中津太子橋線右折禁止工事													
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	757mm舗装版 t=20cm	m	28.6					-	○	昼
			舗装版破砕	757mm舗装版 t=20cm	m ²	29.6					-	○	昼
<R176接続橋梁編> 中津陸橋改築工事													
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版破砕 (小規模)	As t=7cm 中央分離帯撤去時	m ²	21.0					-	○	昼
			舗装版破砕 (小規模)	As t=7cm 中央分離帯新設時	m ²	133					-	○	昼
			舗装版切断	As t=7cm 中央分離帯撤去時	m	211					-	○	昼
			舗装版切断	As t=7cm 中央分離帯新設時	m	53.4					-	○	昼
<R176接続橋梁編> 中津陸橋仮設工事													
<ステップ1>													
道路	仮設工	防護施設工	仮囲い (設置・撤去)	H鋼B型ハリケート H=1.8m 北側歩道規制時30日	m	54.8					-	○	昼
		交通管理工	交通誘導警備員	A 夜間	人日	33					-	○	夜
			交通誘導警備員	B 夜間	人日	36					-	○	夜
<ステップ2>													
	仮設工	防護施設工	仮囲い (設置・撤去)	A型ハリケート 60日	m	253					-	○	昼
		交通管理工	交通誘導警備員	A 昼間	人日	10					-	○	昼
			交通誘導警備員	B 昼間	人日	20					-	○	昼
<ステップ3>													
	仮設工	防護施設工	仮囲い (設置・撤去)	A型ハリケート 270日	m	245					-	○	昼
		交通管理工	交通誘導警備員	A 昼間	人日	5					-	○	昼
			交通誘導警備員	B 昼間	人日	10					-	○	昼

<ステップ4>												
	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハリカド H=1.8m 南側歩道規制時270日	m	29.1				-	○	昼
				H鋼B型ハリカド H=1.8m (撤去流用品)	m	54.8				-	○	昼
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	A 昼間	人日	150				-	○	昼
				B 昼間	人日	150				-	○	昼
<ステップ5>												
	仮設工	防護施設工	仮囲い	H鋼B型ハリカド H=1.8m (撤去流用品)	m	33.5				-	○	昼
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	A 昼間	人日	3				-	○	昼
				B 昼間	人日	6				-	○	昼
<ステップ6>												
	仮設工	防護施設工	仮囲い	A型ハリカド 60日	m	264				-	○	昼
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	A 昼間	人日	30				-	○	昼
				B 昼間	人日	60				-	○	昼
<ステップ7>												
	構造物撤去工	防護施設工	仮囲い撤去	A型ハリカド	m	264				-	○	昼
<完成形路面>												
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	A 夜間	人日	5				-	○	夜
	仮設工	交通管理工	交通誘導警備員	B 夜間	人日	10				-	○	夜

07-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路の土工事

見積書様式

※各項目の「材料費」「施工費」の各欄に○がついているものの単価を計上してください。
（両方に○がついているものは材工にて単価を計上してください。）

工事区分	工 種	種 別	細 別	規 格 ・ 仕 様	単 位	数 量	単 価	金額	代価頁	材料費	施工費	昼夜区分					
＜R176以南編＞大阪駅北3号線																	
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹（500×500×900） 7'ロック積、4'パイプ型（大阪市タイプ）	箇所	6				-	○	昼					
				街渠樹（500×500×1200） 7'ロック積、4'パイプ型（大阪市タイプ）	箇所	18					-	○	○	昼			
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150（3m未満）	箇所	7				○	○	昼					
				VUφ200（5m以上）	箇所	2				○	○	○	昼				
				VUφ200（3m以上5m未満）	箇所	2				○	○	○	昼				
				VUφ200（3m未満）	箇所	8				○	○	○	昼				
				取付管（直管）VUφ200 街渠下 歩車道境界7'ロック（両面）（直）	m	68.6				○	○	○	○	昼			
				180/230×250×600	m	276				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック（両面）（曲） 180/230×250×600	m	4.26				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック（片面）（直） 180/205×250×600	m	119				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック（片面）（曲） 180/205×250×600	m	16.0				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック 水抜部	箇所	13				-	○	○	○	昼			
	道路付属施設工	街築7'ロック工	歩車道境界7'ロック	歩車道境界7'ロック 擁付部（横断歩道部）	箇所	6				-	○	○	昼				
				歩車道境界7'ロック 擁付部（兼入部）	箇所	15				-	○	○	○	昼			
				地先境界7'ロック 180×150×1000	m	270				-	○	○	○	昼			
＜R176以南編＞九条梅田線																	
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹（500×500×900） 7'ロック積、4'パイプ型（大阪市タイプ）	箇所	1				-	○	昼					
				街渠樹（500×500×1400） 7'ロック積、4'パイプ型（大阪市タイプ）	箇所	7				-	○	○	昼				
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ200（5m以上）	箇所	1				○	○	昼					
				VUφ200（3m以上5m未満）	箇所	1				○	○	○	昼				
				VUφ200（3m未満）	箇所	5				○	○	○	昼				
				取付管（直管）VUφ200 街渠下 歩車道境界7'ロック（両面）（直）	m	16.0				○	○	○	○	昼			
				180/230×250×600	m	105				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック（片面）（直） 180/205×250×600	m	7.4				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック 水抜部	箇所	15				-	○	○	○	昼			
				歩車道境界7'ロック 擁付部（横断歩道部）	箇所	3				-	○	○	○	昼			
				地先境界7'ロック 180×150×1000	m	119				-	○	○	○	昼			
＜R176以南編＞電線共同溝																	
道路	電線共同溝工	7'レキストンボックス工	7'レキストンボックス	E-2型	箇所	15				○	○	昼					
				E-6型	箇所	5				○	○	○	昼				
				EA31型	箇所	6				○	○	○	昼				
				RT型	箇所	17				○	○	○	昼				
＜R176以北編＞ 大阪駅北3号線																	
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	7'アスファルト舗装版 t=10cm	m	6.60				-	○	昼					
				舗装版破砕	7'アスファルト舗装版 t=10cm	m ²	1.034				-	○	○	昼			
排水	排水取付管工	取付管布設工	取付管	既設取付管接続 VUφ150 平均長L=2.80m	箇所	5				○	○	昼					
				VUφ150 公共・JR用地取付	m	3.24					○	○	○	昼			
	構造物復旧工	車道舗装復旧工	上層路盤	M-30 t=38cm	m ²	9.80				-	○	○	昼				
				表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	9.80				-	○	○	昼			
				構造物復旧工	車道舗装復旧工	舗装版破砕	7'アスファルト舗装版 t=15cm以下	m ²	100				-	○	○	昼	
							舗装版切断	7'アスファルト舗装版 t=15cm以下	m	36.5				-	○	○	昼
			基層	再生粗粒度As（20） t=4cm	m ²	90.2				-	○	○	昼				
				表層	再生密粒度As（13） t=4cm	m ²	90.2				-	○	○	昼			
＜R176以北編＞ 北側街道																	
道路	道路付属施設工	街築7'ロック工	地先境界7'ロック	境界7'ロック復旧（120×120×600） 能勢街道No.2付近マシオン前	m	11.3				-	○	昼					
				構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	7'アスファルト舗装版 t=10cm	m	11.6				-	○	○	昼	
				7'アスファルト舗装版 t=5cm 能勢街道No.2付近マシオン前	m	10.4				-	○	○	昼				
				7'アスファルト舗装版 t=5cm 北側街道No.15～16付近駐車場	m	10.7				-	○	○	○	昼			
				7'アスファルト舗装版 t=15cm 能勢街道No.2付近マシオン前	m	1.5				-	○	○	○	昼			
				舗装版破砕	7'アスファルト舗装版 t=10cm	m ²	1.075				-	○	○	○	昼		
				7'アスファルト舗装版 t=5cm 能勢街道No.2付近マシオン前	m ²	76.9				-	○	○	○	昼			
				7'アスファルト舗装版 t=5cm 北側街道No.15～16付近駐車場	m ²	67.5				-	○	○	○	昼			
				7'アスファルト舗装版 t=15cm 能勢街道No.2付近マシオン前	m	17.3				-	○	○	○	昼			
				舗装	車道舗装工	7'アスファルト舗装工（W>3.0m）	下層路盤	RC-30 t=15cm 能勢街道No.2付近マシオン前	m ²	76.9				-	○	○	昼
								再生密粒度As（20） t=5cm 能勢街道No.2付近マシオン前	m ²	76.9				-	○	○	○
						7'アスファルト舗装工（W>3.0m）	下層路盤	RC-30 t=15cm 北側街道No.15～16付近駐車場	m ²	67.5				-	○	○	昼
再生密粒度As（20） t=5cm 北側街道No.15～16付近駐車場	m ²	67.5								-	○	○	○	昼			
排水	排水取付管工	取付管布設工	取付管	既設取付管接続 VUφ150 平均長L=3.87m	箇所	2				○	○	昼					
				VUφ150 JR用地取付 2箇所	m	2.36					-	○	○	昼			

<R176以北編> 中国街道											
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街架樹 (500×500×900) ﾌﾞﾛｯｸ種、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型 (大阪市ﾀｲﾌﾟ)	箇所	3			-	○	昼
				街架樹 (500×500×700) ﾌﾞﾛｯｸ種、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型 (大阪市ﾀｲﾌﾟ)	箇所	1			-	○	昼
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150 (木管接続)	箇所	1			○	○	昼
				VUφ150 (人孔接続)	箇所	1			○	○	昼
				VUφ200 (人孔接続)	箇所	1			○	○	昼
				VUφ200 (横引き管)	m	6.40			○	○	昼
	道路付属施設工	街架ﾌﾞﾛｯｸ工	地先境界ﾌﾞﾛｯｸ	地先境界ﾌﾞﾛｯｸ 180×150×1000	m	32.0			-	○	昼
	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t≤15cm	m	12.4			-	○	昼
				ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 t=10cm	m	5.00			-	○	昼
			舗装版破砕	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=3cm	m ²	105			-	○	昼
				ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=5cm	m ²	30.0			-	○	昼
				ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=10cm	m ²	399			-	○	昼
				ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版 t=10cm	m	30.0			-	○	昼
<R176以北編> 能勢街道											
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=10cm	m	39.9			-	○	昼
			舗装版破砕	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=10cm	m ²	592			-	○	昼

08-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路子の他工事

見積書様式

※各項目の「材料費」「施工費」の各欄に○がついているものの単価を計上してください。
（両方に○がついているものは材工にて単価を計上してください。）

工事区分	工種	種別	細別	規格・仕様	単位	数量	単価	金額	代価頁	材料費	施工費	昼夜区分		
＜R176以南編＞大阪駅北3号線														
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹（500×500×900） ﾌﾞﾛｯｸ積、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型（大阪市ﾀｲﾌﾟ）	箇所	19				-	○	昼		
				街渠樹（500×500×1000） ﾌﾞﾛｯｸ積、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型（大阪市ﾀｲﾌﾟ）	箇所	2				-	○	昼		
				街渠樹（500×500×1200） ﾌﾞﾛｯｸ積、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型（大阪市ﾀｲﾌﾟ）	箇所	33				-	○	昼		
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150（5m以上）	箇所	4				○	○	昼		
VUφ150（3m以上5m未満）				箇所	1				○	○	昼			
VUφ150（3m未満）				箇所	14					○	○	昼		
VUφ200（5m以上）				箇所	3					○	○	昼		
VUφ200（3m以上5m未満）				箇所	2					○	○	昼		
VUφ200（3m未満）				箇所	19					○	○	昼		
				取付管（直管）VUφ200 街渠下	m	200				○	○	昼		
				VUφ300（5m以上）	箇所	2				○	○	昼		
道路付属施設工	街築ﾌﾞﾛｯｸ工	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（両面）（直） 180/230×250×600	m	299					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（両面）（曲） 180/230×250×600	m	65.7					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（片面）（直） 180/205×250×600	m	276					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（片面）（曲） 180/205×250×600	m	83.4					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 水抜部	箇所	21					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 掘付部（横断歩道部）	箇所	12					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 掘付部（乗入部）	箇所	54					-	○	昼		
			地先境界ﾌﾞﾛｯｸ 180×150×1000	m	342					-	○	昼		
			構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cm以下	m	738				-	○	昼
					舗装版破砕	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cm以下	m ²	2,451				-	○	昼
舗装	車道舗装工	ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 （車道舗装1-A）	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	1,340				-	○	昼		
			上層路盤	HMS-25 t=20cm	m ²	1,340				-	○	昼		
			基層	再生粗粒度As（20） t=10cm	m ²	1,340				-	○	昼		
			表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	1,340				-	○	昼		
		ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 （車道舗装1-A'）	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	709					-	○	昼	
			上層路盤	HMS-25 t=20cm	m ²	709					-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As（20） t=10cm ※Ⅱ-改質（Ⅱ型）密粒度	m ²	709					-	○	昼	
			表層	As（20） t=5cm	m ²	709					-	○	昼	
		ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 （車道舗装1-B）	下層路盤	RC-40 t=20cm	m ²	64.1					-	○	昼	
			上層路盤	M-25 t=15cm	m ²	64.1					-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As（20） t=4cm	m ²	64.1					-	○	昼	
			表層	再生密粒度As（13） t=4cm	m ²	64.1					-	○	昼	
		ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 （車道舗装2-A）	表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	1,699					-	○	昼	
		ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 （車道舗装4-A）	上層路盤	HMS-25 t=7cm	m ²	344					-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As（20） t=10cm	m ²	344					-	○	昼	
			表層	再生密粒度As（20） t=5cm	m ²	344					-	○	昼	
ｱｽﾌﾙﾄ舗装工 （車道舗装4-A'）	上層路盤	HMS-25 t=7cm	m ²	19.4					-	○	昼			
	基層	再生粗粒度As（20） t=10cm ※Ⅱ-改質（Ⅱ型）密粒度	m ²	19.4					-	○	昼			
	表層	As（20） t=5cm	m ²	19.4					-	○	昼			
＜R176以南編＞九条梅田線														
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹（500×500×900） ﾌﾞﾛｯｸ積、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型（大阪市ﾀｲﾌﾟ）	箇所	6				-	○	昼		
				街渠樹（500×500×1400） ﾌﾞﾛｯｸ積、ｲﾝﾊﾞｰﾄ型（大阪市ﾀｲﾌﾟ）	箇所	4				-	○	昼		
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150（3m未満）	箇所	1				○	○	昼		
VUφ200（5m以上）				箇所	2				○	○	昼			
VUφ200（3m未満）				箇所	4					○	○	昼		
取付管（直管）VUφ200 街渠下				m	41.0					○	○	昼		
道路付属施設工	街築ﾌﾞﾛｯｸ工	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（両面）（直） 180/230×250×600	m	72.3					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（片面）（直） 180/205×250×600	m	33.3					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ（片面）（曲） 180/205×250×600	m	72.6					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 水抜部	箇所	8					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 掘付部（横断歩道部）	箇所	11					-	○	昼		
			歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ 掘付部（乗入部）	箇所	2					-	○	昼		
道路付属施設工	街築ﾌﾞﾛｯｸ工	地先境界ﾌﾞﾛｯｸ 180×150×1000	m	21.5					-	○	昼			
構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cm以下	m	27.7					-	○	昼		
			舗装版破砕	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cm以下	m ²	2,357				-	○	昼		
			構造物取壊し工（夜間）	舗装版切断	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cm以下 ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cmを超え30cm以下	m	62.7				-	○	夜	
				舗装版破砕	ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cm以下 ｱｽﾌﾙﾄ舗装版 t=15cmを超え30cm以下	m ²	21.7				-	○	夜	
					1,774				-	○	夜			

<R176以南編>C A B 移設工											
道路	電線共同溝工	プレキャストボックス工	プレキャストボックス E-2型	950×1900×1100	箇所	3		○	○	昼	
			プレキャストボックス E-2型	950×1900×1100	箇所	2		○	○	昼	
			プレキャストボックス E-6型	950×3000×1100	箇所	1		○	○	昼	
			プレキャストボックス RT型	1200×2200×1500	箇所	6		○	○	昼	
		構造物取壊し工	舗装版切断	アスファルト舗装版 t=15cm以下	m	47.7		-	○	昼	
				アスファルト舗装版 t=15cmを超え30cm以下	m	12.3		-	○	昼	
				コンクリート舗装版 t=15cm以下	m	190		-	○	昼	
				舗装版破砕	アスファルト舗装版 t=15cm以下	m ²	50.6		-	○	昼
				アスファルト舗装版 t=15cmを超え30cm以下	m ²	6.8		-	○	昼	
				コンクリート舗装版 t=15cm以下	m ²	19.2		-	○	昼	
舗装	車道舗装工	アスファルト舗装工 (仮復旧1)	路盤	粒調砕石 (M-30) t=85cm	m ³	6.8		-	○	昼	
			表層	再生密粒度アスコン (20) t=5cm	m ³	6.8		-	○	昼	
		アスファルト舗装工 (仮復旧2)	路盤	粒調砕石 (M-30) t=20cm	m ³	36.8		-	○	昼	
			表層	再生密粒度アスコン (20) t=5cm	m ³	36.8		-	○	昼	
		アスファルト舗装工 (仮復旧3)	路盤	粒調砕石 (M-30) t=21cm	m ³	13.8		-	○	昼	
			表層	再生密粒度アスコン (20) t=4cm	m ³	13.8		-	○	昼	
<R176以北編> 大阪駅北3号線											
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹 (500×500×1100) プロック積、インハート型 (大阪市タイプ)	箇所	33		-	○	昼	
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150 (本管接続)	箇所	25		○	○	昼	
				VUφ200 (本管接続)	箇所	1		○	○	昼	
				VUφ200 (人孔接続)	箇所	3		○	○	昼	
				VUφ200 (横引き)	m	24.1		○	○	昼	
	道路付属施設工	街架ブロック工	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック (両面) (直) 180/230×250×600	m	317		-	○	昼	
				歩車道境界ブロック (片面) (直) 180/205×250×600	m	75.2		-	○	昼	
				歩車道境界ブロック (片面) (曲) 180/205×250×600	m	9.8		-	○	昼	
				歩車道境界ブロック	箇所	14		-	○	昼	
				水塔前	箇所	2		-	○	昼	
				歩車道境界ブロック	箇所	2		-	○	昼	
				掘付部 (横断歩道部)	箇所	5		-	○	昼	
				掘付部 (乗入部)	箇所	5		-	○	昼	
				地先境界ブロック	m	110		-	○	昼	
		構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	アスファルト舗装版 t=10cm	m	11.8		-	○	昼
				舗装版破砕	アスファルト舗装版 t=10cm	m ²	600		-	○	昼
舗装	車道舗装工	アスファルト舗装工 車道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	1,946		-	○	昼	
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	1,946		-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	1,946		-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	1,946		-	○	昼	
排水	排水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150 公共・JR用地取付	m	20.0		○	○	昼	
<R176以北編> 北側街道											
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹 (500×500×900) プロック積、インハート型 (大阪市タイプ)	箇所	18		-	○	昼	
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150 (本管接続)	箇所	19		○	○	昼	
	道路付属施設工	街架ブロック工	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック (片面) (直) 180/205×250×600	m	244		-	○	昼	
				歩車道境界ブロック (片面) (曲) 180/205×250×600	m	22.1		-	○	昼	
				地先境界ブロック	m	96.9		-	○	昼	
				JR境界ブロック (2)	m	55.7		-	○	昼	
				コンクリート (18-8-40)	m	55.7		-	○	昼	
		構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	アスファルト舗装版 t=10cm	m	22.6		-	○	昼
				舗装版破砕	アスファルト舗装版 t=10cm	m ²	1,146		-	○	昼
舗装	車道舗装工	アスファルト舗装工 車道舗装B (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=10cm	m ²	501		-	○	昼	
			上層路盤	HMS-25 t=10cm	m ²	501		-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	501		-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	501		-	○	昼	
		アスファルト舗装工 現道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=35cm	m ²	54.0		-	○	昼	
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	54.0		-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	54.0		-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	54.0		-	○	昼	
		アスファルト舗装工 現道舗装B (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=20cm	m ²	135		-	○	昼	
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	135		-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	135		-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	135		-	○	昼	
排水	排水取付管工	取付管布設工	取付管	既設取付管接続 VUφ150 平均長L=3.87m	箇所	5		○	○	昼	
				VUφ150 JR用地取付 2箇所	m	2.58		○	○	昼	
<R176接続橋梁編> 擁壁工事											
道路	道路付属施設工	街架ブロック工	歩車道境界ブロック	C種 : 180/210×300×600	m	265		-	○	昼	

09-大阪駅北（2期）地区大阪駅北3号線外道路その他工事

見積書様式

※各項目の「材料費」「施工費」の各欄に○がついているものの単価を計上してください。
（両方に○がついているものは材工にて単価を計上してください。）

工事区分	工種	種別	細別	規格・仕様	単位	数量	単価	金額	代価頁	材料費	施工費	昼夜区分		
<R176以南編>大阪駅北3号線														
道路	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	7577t舗装版 t=15cm以下	m	390				-	○	昼		
			舗装版破砕	7577t舗装版 t=15cm以下	m ²	5,607				-	○	昼		
				コンクリート舗装版 t=15cm以下	m ²	168				-	○	昼		
舗装	車道舗装工	7577t舗装工 (車道舗装1-A)	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	4,084				-	○	昼		
			上層路盤	HMS-25 t=20cm	m ²	4,084				-	○	昼		
			基層	再生粗粒度As (20) t=10cm	m ²	4,084				-	○	昼		
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	4,084				-	○	昼		
		7577t舗装工 (車道舗装1-C)	下層路盤	RC-40 t=35cm	m ²	543					-	○	昼	
			上層路盤	M-25 t=15cm	m ²	543					-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	543					-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	543					-	○	昼	
		7577t舗装工 (車道舗装2-A)	表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	2,008					-	○	昼	
			7577t舗装工 (車道舗装2-A')	表層	ホリワ-改質 (II型) 密粒度As (20) t=5cm	m ²	226				-	○	昼	
		7577t舗装工 (車道舗装4-A)	上層路盤	HMS-25 t=7cm	m ²	238					-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=10cm	m ²	238					-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	238					-	○	昼	
			7577t舗装工 (車道舗装4-A')	上層路盤	HMS-25 t=7cm	m ²	18.5				-	○	昼	
			基層	再生粗粒度As (20) t=10cm	m ²	18.5					-	○	昼	
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	18.5					-	○	昼	
7577t舗装工 (車道舗装5-E)	上層路盤	HMS-25 t=20cm	m ²	54.8					-	○	昼			
	基層	再生粗粒度As (20) t=10cm	m ²	54.8					-	○	昼			
	表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	54.8					-	○	昼			
	7577t舗装工 (車道舗装5-E')	上層路盤	HMS-25 t=20cm	m ²	6.20				-	○	昼			
	基層	再生粗粒度As (20) t=10cm	m ²	6.20					-	○	昼			
	表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	6.20					-	○	昼			
<R176以南編>区画12号線														
舗装	車道舗装工	7577t舗装工 (車道舗装1-G)	下層路盤	RC-40 t=20cm	m ²	278				-	○	昼		
			上層路盤	M-25 t=15cm	m ²	278				-	○	昼		
			基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	278				-	○	昼		
			表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	278				-	○	昼		
<R176以南編>R176接続橋梁下														
道路	道路付属施設工	街架ブロック工	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック (片面) (直) 180/205×250×600	m	20.0				-	○	昼		
<R176以北編> 大阪駅北3号線														
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街架樹 (500×500×1100) ブロック積、インポート工 (大阪市タイプ)	箇所	71				-	○	昼		
				雨水取付管工	取付管布設工	取付管	WUφ150 (本管接続)	箇所	70				○	○
					WUφ150 (人孔接続)	箇所	1				○	○	昼	
	道路付属施設工	街架ブロック工	歩車道境界ブロック	歩車道境界ブロック (両面) (直)	m	495					-	○	昼	
				歩車道境界ブロック (両面) (曲)	m	57.1					-	○	昼	
				歩車道境界ブロック (片面) (直)	m	418						-	○	昼
				歩車道境界ブロック (片面) (曲)	m	38.5						-	○	昼
				水抜部	箇所	29				-	○	昼		
				歩車道境界ブロック 撥付部 (横断歩道部)	箇所	15				-	○	昼		
				歩車道境界ブロック 撥付部 (乗入部)	箇所	27				-	○	昼		
			地先境界ブロック	180×150×1000	m	830				-	○	昼		
				JR境界ブロック (1)	m	86.9				-	○	昼		
				コンクリート (18-8-40)	m	31.3				-	○	昼		
				JR境界ブロック (2)	m	31.3				-	○	昼		
				コンクリート (18-8-40)	m	31.3				-	○	昼		
	舗装	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	7577t舗装版 t=10cm	m	44.4				-	○	昼	
				コンクリート舗装版 t=10cm	m	17.3				-	○	昼		
				舗装版破砕	7577t舗装版 t=3cm	m ²	65.0				-	○	昼	
				7577t舗装版 t=5cm	m ²	693				-	○	昼		
				7577t舗装版 t=10cm	m ²	2,082				-	○	昼		
				ブロック舗装版 t=6cm	m ²	259				-	○	昼		
車道舗装工				7577t舗装工 車道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	4,262				-	○	昼
					上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	4,262				-	○	昼
					基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	4,262				-	○	昼
					表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	4,262				-	○	昼
7577t舗装工 現道舗装B (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=20cm	m ²	123				-	○	昼				
		上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	123				-	○	昼			
		基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	123				-	○	昼			
		表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	123				-	○	昼			

<R176以北編> 北側街道										
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹 (500×500×900) フロッグ種、イハート型 (大阪市タイプ)	箇所	37		-	○	昼
				街渠樹 (500×500×1400) フロッグ種、イハート型 (大阪市タイプ)	箇所	1		-	○	昼
				街渠樹 (500×500×800) フロッグ種、イハート型 (大阪市タイプ)	箇所	4		-	○	昼
				集水樹Ⅱ型 (大阪市タイプ)	箇所	1		-	○	昼
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150 (本管接続)	箇所	38		○	○	昼
				VUφ200 (人孔接続)	箇所	2		○	○	昼
				VUφ150 (本管接続) 北側街道No.15+18.6~No.16+11.3マツヤシ	m	7.5		○	○	昼
				VUφ200 (横引き管)	m	20.1		○	○	昼
	道路付属施設工	街渠フロッグ工	歩車道境界フロッグ	歩車道境界フロッグ (両面) (直) 180/230×250×600	m	194		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ (両面) (曲) 180/230×250×600	m	20.5		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ (片面) (直) 180/205×250×600	m	816		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ (片面) (曲) 180/205×250×600	m	51.8		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ 水抜部	箇所	12		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ 掘付部 (横断歩道部)	箇所	8		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ 掘付部 (乗入部)	箇所	14		-	○	昼
			地先境界フロッグ	地先境界フロッグ 180×150×1000	m	727		-	○	昼
				JR境界フロッグ (1) コンクリート (18-8-40)	m	107		-	○	昼
				JR境界フロッグ (2) コンクリート (18-8-40)	m	254		-	○	昼
	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	7.5mm舗装版 t=10cm	m	51.1		-	○	昼
				4.5mm舗装版 t=12cm 北側街道No.15+18.6~No.16+11.3マツヤシ	m	9.40		-	○	昼
				コンクリート舗装版 t=10cm 北側街道No.15+18.6~No.16+11.3マツヤシ	m	1.90		-	○	昼
			舗装版破砕	7.5mm舗装版 t=10cm	m ²	3.281		-	○	昼
				4.5mm舗装版 t=12cm 北側街道No.15+18.6~No.16+11.3マツヤシ	m	6.70		-	○	昼
				コンクリート舗装版 t=10cm 北側街道No.15+18.6~No.16+11.3マツヤシ	m	5.40		-	○	昼
舗装	車道舗装工	7.5mm舗装工 車道舗装B (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=10cm	m ²	2.543		-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=10cm	m ²	2.543		-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	2.543		-	○	昼
			表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	2.543		-	○	昼
<R176以北編> 中国街道										
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠樹 (500×500×900) フロッグ種、イハート型 (大阪市タイプ)	箇所	4		-	○	昼
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	VUφ150 (本管接続)	箇所	3		○	○	昼
				VUφ150 (人孔接続)	箇所	1		○	○	昼
	道路付属施設工	街渠フロッグ工	歩車道境界フロッグ	歩車道境界フロッグ (両面) (直) 180/230×250×600	m	66.2		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ (片面) (直) 180/205×250×600	m	28.4		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ (片面) (曲) 180/205×250×600	m	11.3		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ 水抜部	箇所	4		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ 掘付部 (横断歩道部)	箇所	5		-	○	昼
				歩車道境界フロッグ 掘付部 (乗入部)	箇所	1		-	○	昼
			地先境界フロッグ	地先境界フロッグ 180×150×1000	m	58.9		-	○	昼
	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断	7.5mm舗装版 t≤15cm	m	21.9		-	○	昼
			舗装版破砕	7.5mm舗装版 t=3cm	m ²	77.0		-	○	昼
				7.5mm舗装版 t=10cm	m ²	131		-	○	昼
舗装	車道舗装工	7.5mm舗装工 車道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	26.7		-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	26.7		-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	26.7		-	○	昼
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	26.7		-	○	昼
		7.5mm舗装工 車道舗装B (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=10cm	m ²	78.1		-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=10cm	m ²	78.1		-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	78.1		-	○	昼
			表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	78.1		-	○	昼
		7.5mm舗装工 現道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=35cm	m ²	338		-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	338		-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	338		-	○	昼
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	338		-	○	昼

<R176以北編> 能勢街道											
道路	路面排水工	集水樹工	L型樹	街渠柵 (500×500×900) 7ブロック、インバート型 (大阪市タイプ)	箇所	4			-	○	昼
	雨水取付管工	取付管布設工	取付管	WUφ150 (本管接続)	箇所	4			○	○	昼
	道路付属施設工	街渠7ブロック工	歩車道境界7ブロック	歩車道境界7ブロック (両面) (直) 180/230×250×600	m	50.0			-	○	昼
				歩車道境界7ブロック (両面) (曲) 180/230×250×600	m	19.2			-	○	昼
				歩車道境界7ブロック (片面) (直) 180/205×250×600	m	5.10			-	○	昼
				歩車道境界7ブロック (片面) (曲) 180/205×250×600	m	7.10			-	○	昼
				歩車道境界7ブロック 撥付部 (横断歩道部)	箇所	6			-	○	昼
			地先境界7ブロック	地先境界7ブロック 180×150×1000	m	111			-	○	昼
	構造物撤去工	構造物取壊し工	舗装版破砕	7スラット舗装 t=3cm	m ²	50.0			-	○	昼
舗装	車道舗装工	7スラット舗装工 車道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=25cm	m ²	37.2			-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	37.2			-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	37.2			-	○	昼
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	37.2			-	○	昼
		7スラット舗装工 車道舗装B (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=10cm	m ²	107			-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=10cm	m ²	107			-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=4cm	m ²	107			-	○	昼
			表層	再生密粒度As (13) t=4cm	m ²	107			-	○	昼
		7スラット舗装工 現道舗装A (W>3.0m)	下層路盤	RC-40 t=35cm	m ²	350			-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=15cm	m ²	350			-	○	昼
			基層	再生粗粒度As (20) t=5cm	m ²	350			-	○	昼
			表層	再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	350			-	○	昼
<R176接続橋梁編> 門型ラーメン橋台工事											
舗装	車道舗装工	7スラット舗装工	基層 (車道・路肩部)	密粒度As (20) t=4cm	m ²	195			-	○	昼
			表層 (車道・路肩部)	改質II型再生密粒度As (20) t=4cm	m ²	195			-	○	昼
<R176接続橋梁編> 擁壁工事											
舗装	車道舗装工	7スラット舗装工	下層路盤	RC-40 t=10cm	m ²	983			-	○	昼
			上層路盤	HMS-25 t=10cm	m ²	983			-	○	昼
			基層	再生細粒度As (20) t=5cm	m ²	983			-	○	昼
			表層	ポリマー改質II型 再生密粒度As (20) t=5cm	m ²	983			-	○	昼

【調達管理課 F A X 番号：06-4799-1043】

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図 面 等 (CD-R) 申 込 書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担する事を了承の上、下記工事の図面等(CD-R)を申込みます。

工 事 件 名		06-大阪駅北(2期)地区大阪駅3号線外道路その他 工事他3件(枠組み協定型一括入札)
申 込 者	貴社名	
	御住所 (送付先)	〒
	御連絡先	(TEL)
		(FAX)
		(メール)
部署名		
御担当者名		
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

※着払い便にて発送する。

※CD-Rは、FAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送する。

設計業務成果等閲覧申込書

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部企画第1課 宛

下記工事の設計業務成果等の閲覧を希望します。なお、閲覧にあたり注2～7について順守します。

工事名	06-大阪駅北(2期)地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件 (枠組み協定型一括入札)		
閲覧	閲覧希望の業務に○を入れてください		
		大阪駅北(2期)地区大阪駅北1号線他実施設計その他業務	
		04-大阪駅北(2期)地区国道176号接続橋梁実施設計その他業務	
		04-大阪駅北(2期)地区国道176号以北道路実施設計その他業務	
		06-大阪駅北(2期)地区大阪駅北3号線外道路その他工事他3件 (枠組み協定型一括入札)の数量計算書	
閲覧希望日	令和	年	月 日
閲覧希望時間	時から 時		
会社名			
担当者氏名			
担当者連絡先	(電話)		
	(メール)		

注1：閲覧希望者の数により日時を調整させて頂く場合があります。なお、申込み当日の閲覧については対応出来ない場合があります。

注2：本設計業務成果等の外部への持ち出し及び事務所でのコピーはできないものとします。

注3：閲覧時間は2時間以内とします。(閲覧の希望者の数によっては、閲覧回数・時間を制限する場合があります。)

注4：設計業務成果等の取扱いには十分に注意願います。万が一破損等の事実が判明した場合は、その損害について費用を請求します。

注5：設計業務成果等の内容に関する質問等については受け付けないものとします。なお、コンサルタント会社への問い合わせは行ってはならないものとします。

注6：下記申込先へFAXにより申し込んでください。

注7：本設計業務成果等の閲覧で得られた情報については、本工事の競争参加資格資料の作成以外の目的に使用出来ないものとします。また、第三者への情報提供をしてはならないものとします。

申し込み先：独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部企画第1課 宛 電話 06-6292-5267 FAX06-6292-5274

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和○年○月○日付けで締結した○○○○○○○工事の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

発注者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 ○○ ○○ ⑩

受注者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏名 株式会社○○
代表取締役 ○○ ○○ ⑩